

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

公益財団法人相模原市まち・みどり公社

<計画期間> 令和6年4月1日～令和11年3月31日

目標

育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施

子育てしながら仕事との両立できる環境を整備するため、子の看護休暇について法を上回る日数を付与する制度を整備した。今後は対象者がさらに利用しやすい制度とするため、利用拡大と社内周知、特に管理監督者や同僚等の理解を深めるため、制度の周知や研修等を実施する。

目標達成のための対策

- ・社内ネットワーク等を活用して社内周知を実施する。
- ・対象者へ当該制度の概要に係る個別相談の機会を提供する。

目標

不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施

不妊治療を希望する職員について、安心して治療できる環境を整備するため、1年度につき5日(当該通院等が人工授精その他の理事長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内で必要と認める期間を有給休暇の制度として令和6年4月より導入した。今後は対象者が利用しやすい制度とするため、利用拡大と社内周知、特に管理監督者や同僚等の理解を深めるため、制度の周知や研修等を実施する。

目標達成のための対策

- ・社内ネットワーク等を活用して社内周知を実施する。
- ・対象者へ当該制度の概要に係る個別相談の機会を提供する。

目標

年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇の取得率の向上に向け、年次有給休暇の指定義務化もふまえ、職員の健康障害の防止とともに、仕事と生活(余暇活動を含む)の両方を充実させる「ワーク・ライフ・バランス」の実現を図るため、年次有給休暇の取得促進月間等の実施を図る。

目標達成のための対策

- ・取得状況調査を実施後、取得率が低い職員へのフォローを行なう。
- ・所属等が所属内ミーティング等において、業務予定や他の職員の休暇予定などを早期に周知するなど、職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりに努める。

